

保健第27号
令和2年4月20日

県立学校長 殿
市町村（組合）教育委員会教育長
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

学校に対する布製マスクの過不足の連絡専用メールアドレスの
設定について（通知）

このことについて、令和2年4月17日付けで、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、適切に対応するようお願いいたします。

市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校（園）への周知を
よろしくお願いいたします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班

指導主事（主幹）井上典子

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事務連絡
令和2年4月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校に対する布製マスクの過不足の連絡専用メールアドレスの
設定について

令和2年4月10日付け事務連絡において、学校に対する布製マスクの配布に関する
電話相談窓口の設置についてお知らせしたところですが、配布枚数の不足又は10枚上
の余剰に関する御連絡については、従前の電話相談窓口での対応に加え、新たに、下記
メールアドレスでもお受けすることとしましたので、適宜御利用ください。

当該メールアドレスは配布枚数変更の受信窓口であり、返信はいたしませんので御質
問等については、引き続き、電話相談窓口へ直接御連絡頂くようお願いいたします。また、
電話相談窓口ではメールへの受信確認はできませんので御承知おきください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を
含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課
におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人
におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第
189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては
所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

- 配布されたマスクに不足又は10枚以上の余剰が生じた場合の専用メールアドレス
masuku@mext.go.jp

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
電話：03-5253-4111(内線2976)
MAIL：hoken@mext.go.jp